Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

リカレント教育の推進に関する厚生労働省の取組について

令和８年10月　人材開発統括官

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和９年度概算要求における重点事項（ポイント）

人材開発統括官の概算要求より抜粋

○処遇向上に向けたリ・スキリング支援や生産性向上 【951億円】（862億円）

- 戦略分野等の業所管省庁等と連携し、スキルの可視化からプログラム開発・提供までの一気通貫での支援（「17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン」） 3ページ
  - キャリアラダー作成支援や検定制度等の創設・活用促進 2.8億円（92百万円）4,5ページ
  - 人材開発支援助成金による業界団体等に対する訓練プログラムの開発支援等 602億円（539億円）6ページ
- 全世代型リ・スキリング国民運動の展開と労働者のリ・スキリングを促すための相談支援の実施 43億円（42億円）7,8ページ
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催に向けた競技力の強化・着実な開催準備や技能労働者のスキル向上に向けた支援 71億円（56億円）9,10ページ
- 雇用保険を受給できない非正規雇用労働者等に対する職業訓練の受講に向けた支援 221億円（213億円）11ページ
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施 12億円（10億円）12ページ

○多様な人材の活躍促進 【273億円】（263億円）

- 育成就労制度の円滑な施行のために必要な体制の整備 96億円（88億円）13ページ
- 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援 5.0億円（5.6億円）14ページ
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援 81億円（82億円）15ページ
- フリーター等に対する就職支援 25億円（25億円）16ページ
- 地域若者サポートステーションによる就労支援 48億円（47億円）17ページ
- 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 17億円（16億円）18ページ

○技能者人材の育成・技能振興の支援 【99億円】（82億円）

- キャリアラダー作成支援や検定制度等の創設・活用促進〔再掲〕 2.8億円（92百万円）3ページ
- 2028年技能五輪国際大会の日本開催に向けた競技力の強化・着実な開催準備や技能労働者のスキル向上に向けた支援〔再掲〕 71億円（56億円）9,10ページ
- 技能検定等の実施 26億円（25億円）19ページ

17の戦略分野等におけるリ・スキリング人材育成加速化プラン
～スキル標準化からプログラム開発・実施支援～

文部科学省 / 厚生労働省 / 経済産業省

共同要求 1,909億円

戦略17分野等の人材育成が急がれる分野を中心に、厚生労働省、経済産業省、文部科学省による支援策を有機的に連携させ相乗効果を発揮することで、スキルの可視化・標準化からプログラム開発・実施までを一気通貫で支援し人材育成を加速する。

スキル情報等の可視化・標準化

○スキル標準策定支援（11.2億円→13.0億円） 経産

・内外労働市場からの人材確保・育成の観点から、①産業横断的スキル体系、②産業別スキル標準（必要なスキルの整理）の作成を進める

○キャリアラダーの企業導入に向けた環境整備（0.9億円→1.2億円） 厚労

・①産業別スキルを可視化し、習熟に応じた標準的なキャリアラダーを作成、②キャリアラダーの企業導入のための支援ツールの作成を進める

○職業能力検定の創設支援（1.6億円）【新規】 厚労

・技能検定や団体等検定の創設等により、業界で求められるスキルの習熟度の可視化を推進
※創設等を目指す団体に対する必要経費の補助やコンサルタントによる伴走支援を実施

プログラム開発・環境整備

○成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発（22億円→337億円） 文科

・大学等において、産学官連携による短期実践型のリ・スキリングプログラムを開発・提供を支援

○大学の全学的体制整備支援（210億円）【新規】

・持続的な成長分野等の人材輩出等に向け体制整備を行う大学を支援

○産学連携による社会人修士・博士育成(53億円)【新規】

・成長分野等を牽引する高度人材の育成に向け、社会人が働きながら修士・博士課程を修了できる環境整備を支援

○専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化（102億円）【新規】

・将来の産業構造や地域ニーズを見据え、各都道府県の成長分野等への人材輩出を担う専門学校における質の高い職業人材育成を支援

○人材開発支援助成金による業界団体等への訓練プログラムの開発支援等(539億円→602億円) 厚労

・業界団体等によるプログラム開発経費の支援
※プログラム開発に先立って、スキルの可視化・標準化を行う場合、当該経費も助成対象

スキル情報等やプログラムの提供

○スキル情報を含めたデータ連携・一元的なデータ提供(4.5億円→7.1億円) 厚労

・スキル情報、スキルに紐付いた教育訓練プログラムと職業に関する情報などのデータ連携を行い、「みんなの労働ナビ」で一元的に提供

○デジタル人材スキルプラットフォーム【新規】（情報システム関係経費の内数で要求） デジ庁・経産

・戦略17分野等を念頭にAI・デジタル関連スキル・資格等の可視化・証明のための基盤を整備

○教育訓練給付金等による労働者の主体的な能力開発への支援（558億円→582億円） 厚労

・労働者による自己啓発の受講費用を支援

○人材開発支援助成金による訓練経費や賃金等の支援(539億円→602億円) (再掲) 厚労

・業界団体や企業が行う教育訓練等の経費や、訓練中の賃金助成の支援
・大学院等を受講する従業員に有給の教育訓練休暇を提供した場合の賃金助成

個別分野で活用される場合のイメージ

文科 厚労 経産

【創薬・先端医療分野で求められる人材】

（例）**バイオ医薬品等の製造人材**：スキル標準の策定＋スキル標準に紐づくリ・スキリングプログラム開発＋受講支援（人材開発支援助成金等の活用も想定）

〈隣接施策との連携による相乗効果も追求〉

厚労 経産

設備投資×人材育成

【例】

・DXに資する最新の設備機器等の導入への補助(経産省)と、導入した設備機器を活用したスキルアップ研修への助成（厚労省）により、設備投資と人材育成の相乗効果による投資成果の最大化を促進

拡充 スキルの向上を処遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業

人材開発統括官付能力評価担当参事官室
（内線5943）

令和９年度概算要求額　1.2億円（ 92百万円 ）　() 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

○　日本成長戦略（令和８年７月閣議決定）において、17の戦略分野や社会インフラ関連分野等（以下「17の戦略分野等」という。）について、スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一気通貫でリ・スキリング支援を行うこととしている。

○　このうち、スキルの標準化・可視化について、17の戦略分野等を支える人材の育成・確保していくためには、当該分野を支える現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が向上されることが重要である。

○　現場人材が活躍する分野にスキルを正当に評価する仕組みであるキャリアラダー（※）の企業導入を促進するため、17の戦略分野等が関連する職種において通用する標準キャリアラダーや企業導入のための支援ツールを作成・提供し、これらを活用して各企業が自社のキャリアラダーの作成、従業員のスキルの到達レベルの確認、必要なスキルアップの支援等の今後の人材戦略を分析・計画ができる環境整備を進める調査研究事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。

○　**令和９年度は、17の戦略分野等に関連する３職種及び令和８年度にキャリアラダーのモデル例を開発する製造・飲食の５職種について業界団体等の協力を得て、実態調査やヒアリングを行い、キャリアラダーの企業導入促進策について検討を行う。**

（※）職種や役割での能力や経験等を段階的に整理して、成長の過程を「はしご（ラダー）」のように可視化したもの

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】

○　**17の戦略分野等に関連する３職種及び令和８年度にキャリアラダーのモデル例を開発する製造・飲食の５職種について企業導入促進策の検討を行い、キャリアラダーの企業導入に向けた環境整備に取り組む。**

①　職種において通用する標準キャリアラダーや導入支援ツールを作成（学識経験者・業界団体等からなる検討会を開催）

②　標準キャリアラダーに対応した処遇（賃金）の状況等を整理（企業アンケート調査を通じて把握）

③　標準キャリアラダーや企業導入のための支援ツールを活用した企業導入の実証（企業ヒアリングを通じて実証）

①学識経験者・業界団体等からなる検討会



【令和８年度調査研究】
製造、飲食の５職種
【令和９年度調査研究（予定）】
17の戦略分野等に関連する３職種

標準キャリアラダー　**企業導入支援ツール**

②企業アンケート調査

標準キャリアラダーの職種の段階に応じた処遇（賃金）の範囲を把握

処遇（賃金）の範囲

③企業ヒアリング

標準キャリアラダーや企業導入支援ツールを活用し、各企業が自社のキャリアラダーの作成等を行うことが可能かどうかの実証

企業導入の実証

結果のとりまとめ





job tagへ掲載、周知・普及啓発

人材開発統括官付能力評価担当参事官室
（内線5976、5936）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

新規

成長戦略分野等における検定創設等支援事業

令和９年度概算要求額　1.6億円（－）　（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　日本成長戦略（令和８年７月閣議決定）の政府方針等を踏まえ、17の戦略分野及びこれらを支える職種、若しくは時代のニーズ（例：アドバンスド・エッセンシャルワーカーの育成）に応じた職種（以下「成長戦略分野等」）について、労働者のスキルを見える化し、職業能力評価制度の効果的な活用を図る観点から技能検定及び団体等検定の創設やアップデートを支援する。

○　戦略分野等に係る職種等において検定の創設や大幅見直し（等級新設など）を行う団体等に対し費用の補助を行うとともに、コンサルタントによる伴走支援等も併せて行うことにより、早期の検定構築を促進する。

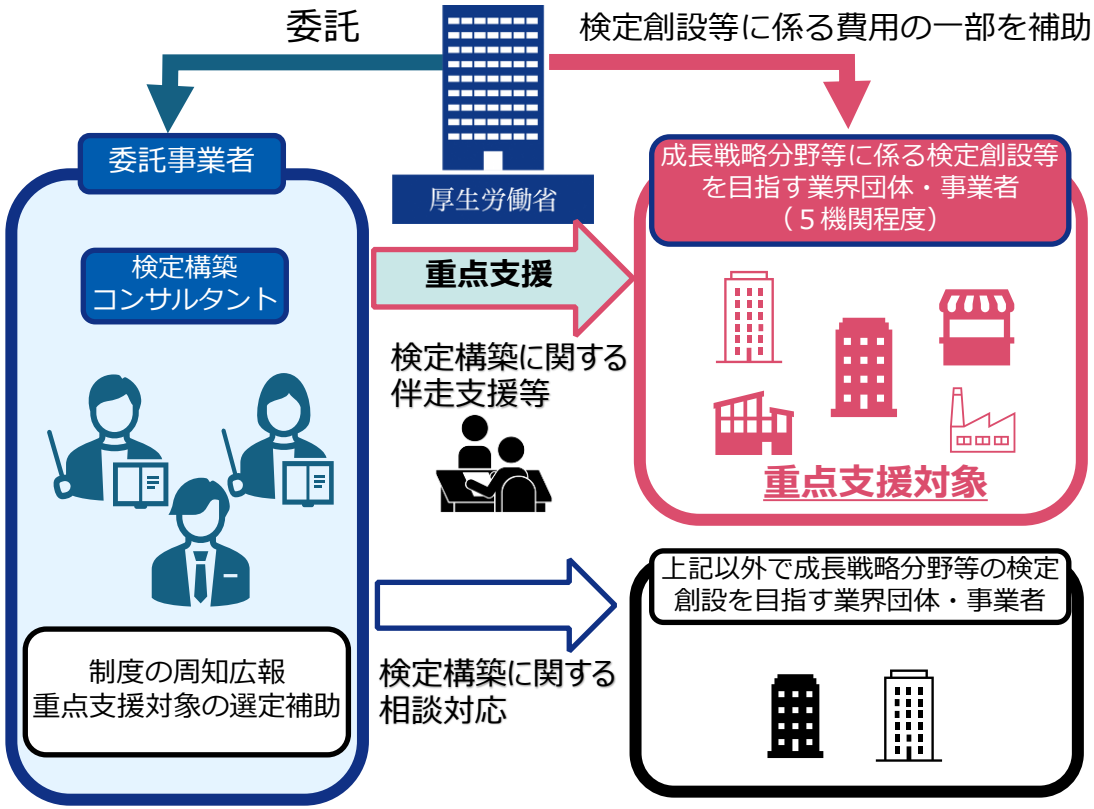
2 事業の概要・スキーム

検定構築コンサルタントを中心に、補助対象団体（重点支援対象）には重点支援、それ以外には相談支援を実施する

支援対象の考え方

○　成長戦略分野等に係る検定創設等を目指す業界団体等のうち、**重点支援対象として集中的に支援を行う５機関**程度を選定し、**補助金と重点的なサポート**を提供する。

○　なお、成長戦略分野等に係る検定創設等を目指す場合は、**重点支援対象として選定されなくても**コンサルタントの相談支援を受けることができる。



（補助対象経費）

▶試験問題作成に係る費用
└謝金・会議費、旅費、人件費、調査費 等

▶実技試験設備導入に係る費用
└機材・備品の購入・貸借費、システム導入費 等

▶トライアル試験実施に係る費用
└謝金・会議費、旅費、委員・受検者への謝金、会場利用料、人件費 等

▶その他
└印刷製本費、通信費等

補助率：5/10（上限 1千万円）

（参考）教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	**特定一般教育訓練給付金** ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	**一般教育訓練給付金** ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・受講費用の**50%**（上限**年間40万円**） （６か月ごとに支給） ・追加給付①：１年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の**20%**（上限**年間16万円**） ・追加給付②：訓練前後で賃金が５%以上上昇(※１) ⇒受講費用の**10%**（上限**年間8万円**）	・受講費用の**40%**（上限**20万円**） ・追加給付：１年以内に資格取得・就職等(※１) ⇒受講費用の**10%**（上限**5万円**）	・受講費用の**20%**（上限**10万円**）
支給要件	○ **在職者又は離職後１年以内**（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ **雇用保険の被保険者期間３年以上**（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は**２年以上**、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は**１年以上**）		
講座数	3,485　講座	1,532　講座	12,140　講座
受給者数	37,174人（初回受給者数）	7,941人	70,510人
講座指定要件	**次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの** ① **業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（４年制課程含む　R7.4～）** ② **専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム** **文部科学省連携** ③ **専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～）** ④ **大学等の職業実践力育成プログラム** **文部科学省連携** ⑤ **第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル３以上）**(※２) **経済産業省連携** ⑥ **専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程**	**次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの** ① **業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等** ② **一定レベル（ITSSレベル２）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**（※２） ③ **短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム** **文部科学省連携** ④ **職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）**	**次のいずれかの類型に該当する教育訓練** ① **公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等**の取得を訓練目標とするもの ② **①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの** （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

（注）講座数は令和８年10月時点、受給者数は令和７年度実績（速報値）。（※１）令和６年10月1日以降に受講開始した者について適用。　（※２）令和６年10月１日付け指定から適用。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

参考

専門実践教育訓練給付金
最大で受講費用の**80%**〔年間上限64万円〕を受講者に支給

特定一般教育訓練給付金
最大で受講費用の**50%**〔上限25万円〕を受講者に支給

一般教育訓練給付金
受講費用の**20%**〔上限10万円〕を受講者に支給

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
（商業実務、工業、情報、デザイン、土木・建築、経理・簿記、電気・電子、医療福祉等）
【講座例】
・AIシステム科
・公認会計士税理士科
・電気・通信施工学科　等

職業実践力育成プログラム
（社会科学、工学・工業等）
【講座例】
・慶應義塾大学大学院EMBA
・早稲田大学スマートエスイー IoT/AIコース
・立教大学大学院人工知能科学研究科　等

キャリア形成促進プログラム（医療、商業実務等）

短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）
短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）

【文科大臣が認定】

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
（クラウド、IoT、AI、データサイエンス、ネットワーク、セキュリティなど）

【経産大臣が認定】

ITSSレベル３以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）

ITSSレベル２の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）

ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許

技術関係

測量士補
電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
国内旅行業務取扱管理者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
中小企業診断士試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者（R）試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

拡充 人材開発支援助成金

人材開発統括官付企業内人材開発支援室（内線5189、5251）

令和９年度概算要求額　602億円（539億円）　（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1　事業の目的

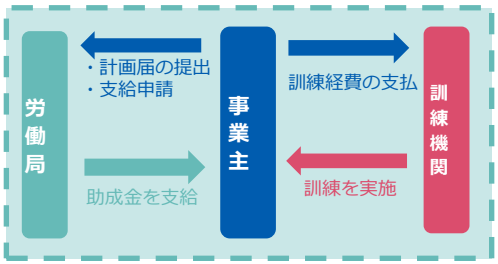
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

コース名 ※【】は一事業所あたり１年度の上限額			OFF－JT 賃金助成額 ※１人１時間あたり	OFF－JT 賃金要件等達成※１	OFF－JT 経費助成率	OFF－JT 賃金要件等達成※１	OJT実施助成額 ※１人１コースあたり ※【】はOJT訓練時間	OJT 賃金要件等達成※１	設備投資加算 ※２	新規雇用助成 職務代行助成 ※３
訓練実施コース	一般訓練 【1000万円】	一般訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	－	－	50%(－)	－
		認定実習併用職業訓練等					【85時間未満】 14万円(10万円) 【85時間以上】 27万円(13.5万円)	【85時間未満】 17万円(12万円) 【85時間以上】 32万円(16万円)	－	
	特定訓練 【1500万円】	非正規雇用労働者	1,000円 (500円)	－	75% (60%) ※５	－	【85時間未満】 14万円(10万円) 【85時間以上】 27万円(13.5万円) ※６	【85時間未満】 17万円(12万円) 【85時間以上】 32万円(16万円) ※６	－	－
		中核人材※４			60% (45%)	－	－	－		
	団体訓練 【１億円（うちスキル可視化500万円・スキル標準化 500万円・訓練プログラム開発 1000万円×３回まで）】		800円 (400円)	1,000円 (500円)	75% ・ 45%（30%） ※７	－	－	－	－	－
休暇制度導入コース	教育訓練休暇制度	教育訓練休暇制度	－	－	30万円 (30万円)	36万円 (36万円)	－	－	－	－
		長期教育訓練休暇制度	1,000円 (500円)	－	20万円 (20万円)	24万円 (24万円)				新規雇用助成： 27・45・67.5万円(－) 職務代行助成：75%(－)
		教育訓練短時間勤務等制度	－	－						－

スキーム



※１　訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して５%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して３%以上上昇している場合に、助成率等を加算
※２　事業展開に資する訓練の場合で、訓練終了後、実技の訓練等で実際に使用した機器・設備等と同種であって、事業展開に資する機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）
※３　休暇取得者に代わって業務を行った職員に対して職務代行手当を支払った場合や新規雇用または派遣受入をした場合に助成（中小企業のみ対象）
※４　高度デジタル人材の育成のための訓練または大学、大学院での訓練が助成対象
※５　有期契約労働者等を正規雇用労働者等への転換等した場合の助成率（転換しない場合は60%（中小企業以外は45%）助成）
※６　OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を実施した場合に助成
※７　訓練プログラムの開発経費、スキルの標準化・可視化に係る経費については75%助成。訓練実施に係る経費については45%（中小企業以外は30%）助成

キャリア形成・リスキリング推進事業

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5953）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

令和９年度概算要求額　43億円（42億円）　（）内は前年度当初予算額

○　労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、労働者が自らリスキリングに取り組み、主体的にキャリア形成を図ることを支援するため、労働者に対してキャリアコンサルティングを受ける機会を提供するとともに、従業員のキャリア形成支援に取り組む企業への支援を行う。

○　特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められていることから、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランニングを支援する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

キャリア形成・リスキリング相談コーナー　全国各地のハローワークに設置

○キャリアコンサルティングの提供（対面）
- ジョブ・カードによるキャリアの棚卸し、キャリアプランニング、講座等の選択の支援
- 学んだスキルの受講後の活用に関する相談（必要に応じハローワークの職業紹介窓口へ誘導）

キャリア形成・リスキリング支援センター　全国47か所

○キャリアコンサルティングの提供（平日夜間・土日　オンライン）
- 在職者がキャリアコンサルティングにアクセスしやすい環境を整備

○従業員のキャリア形成に関する企業への支援
- セルフ・キャリアドック（※）の試行導入及び取組の定着を支援

（※）企業が人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み。

○中高年齢層の経験交流・キャリアプラン塾の開催
- 40代後半以降の中高年齢層を対象に、セカンドキャリアに向けたキャリアプランを描けるよう支援する4回連続セミナーを開催

（セミナーの例）キャリアの振り返り、リスキリングの方向性、マネープラン、経験交流など
- 中高年齢層の従業員のキャリア形成に関心を持つ企業への出張セミナーを実施

○キャリア形成支援の好事例の収集・普及

○全世代型リスキリングを促進する国民運動の実施
- 既存の制度周知広報に加え、機運醸成に向けた全国キャンペーンを展開する。

都道府県労働局

調整支援

○ハローワークとセンターとの連携に係る総合調整

○周知キャンペーンの効果的な実施（イベントの企画、関係機関との連携）に係る助言・支援

job tag 職業情報提供サイト

相談場面で活用

※「ジョブ」「タスク」「スキル」等の観点から職業の情報を「見える化」して求職者等の就職活動等を支援するWebサイト

実施主体	委託事業（厚生労働省→株式会社等）
事業実績	令和７年度相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計）192,109件

全世代型リスキリングを促進する国民運動の実施

人材開発統括官付政策担当参事官室
（内線5948）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

令和９年度概算要求額　1.1億円（85百万円）当該額はキャリア形成・リスキリング推進事業の内数

1　事業の目的

○　グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るためには、労働者、企業、大学等の教育機関、業界団体等において、リスキリングの重要性や必要性の認知・理解が促進され、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成が求められている。

○　経済財政運営と改革の基本方針（2026年）においても「スキルアップや技能尊重の機運醸成に向けた『全世代型リ・スキリング国民運動』を展開するとともに、2028年技能五輪国際大会の日本開催の準備を進め、技能士・業界団体等の連携による人材育成の取組を推進する。」とされている。

○　これまでリスキリングに関心が無かった層、関心は持っているが行動を起こせていない層などに対して、効果的な働きかけを図り、取組に向かう行動変容を促すために、全国的かつ訴求力のある周知広報キャンペーン、いわゆる全世代を対象とした国民運動を展開する。

2　事業の概要

（１）機運醸成に向けた全国キャンペーンの展開（既存）

■　効果的な周知広報施策を推進するため有識者会議にて検討。
■　年間を通じた取組＋11月の人材開発促進月間における集中取組。
■　労働者、企業、大学等、業界団体の各層に効果的な取組を展開。特に労働者向けには、関心度合いを踏まえたアプローチを行う。
■　既存の取組について、地域へのアプローチ、ものづくりや技能五輪に関するコンテンツの充実等を行う。

【主な取組】
①　効果的な周知広報施策を推進するため、有識者会議にて検討
②　広報ツール（SNS・ウェブ等）を通じた情報発信
③　機運醸成に向けたシンポジウム等の開催
④　経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携　等

（２）各周知広報施策との有機的な連携（既存）

■　令和９年度に人材開発統括官が実施する各周知広報施策において、（１）と有機的な連携を図り、局として一体的な取組を推進。
■　既存施策においてもアウトリーチを意識した取組を行う。

（３）想定スケジュール

<R９.4月>
・有識者会議にて検討　　・シンポジウム等の開催
・広報ツールを通じた周知・他省庁の政策資源の活用・連携

各周知広報施策

<11月>人開促進月間キャリアマンスにおける集中的な取組

3　実施主体

「キャリア形成・リスキリング推進事業」において実施予定

拡充

各種技能競技大会等の推進

人材開発統括官付能力評価担当参事官室
（5859）

令和９年度概算要求額　43億円（30億円）　() 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

若者のものづくり、技能離れが見られ、我が国の競争力の源泉である優れた技能の維持・継承が課題となっている。若者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、技能労働者の地位の向上を図り、技能尊重の気風を国民とりわけ若者に広く浸透させていくことが必要であることから、各種技能競技大会等の実施を通じて、若者にものづくり分野の魅力をアピールし、ものづくり人材の育成・確保、職場定着を図ることとする。

2 事業の概要

（１）技能競技大会の実施

①若年者ものづくり競技大会の実施（島根県）
ものづくり産業に就職するために技能を習得中の原則20歳以下の者等を対象に、技能習得レベルを競う（15職種）。

②技能五輪全国大会の実施（愛知県）
技能検定２級相当以上の技能を有する原則23歳以下の青年技能者を対象に技能レベルの日本一を競う（42職種）。

③技能グランプリの実施（東京都）
特級、１級及び単一等級の技能検定に合格した技能士を対象に、熟練した技能を広く国民に披露する（30職種）。

④技能五輪アジア大会への選手派遣
原則22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じて技能水準の向上等を目的とするアジア地域の大会に日本人選手を派遣する。

⑤技能五輪国際大会出場選手等に対する強化訓練等の実施
強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を行う。

（２）国際大会に向けた選手等の競技力強化

2028年技能五輪国際大会(愛知）の開催を見据え、選手の強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を重点的に行う。

（３）2028年技能五輪国際大会組織委員会の運営【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催に向けて2028年技能五輪国際大会日本組織委員会において、競技運営等の準備を行うとともに、技能尊重の機運を醸成するための取組みを行う。[技能向上対策費補助金]

3 今後のスケジュール

年度	2024（６年度）	2025（７年度）	2026（８年度）	2027（９年度）	2028（10年度）
国際大会	第47回 フランス（リヨン）	第３回技能五輪アジア大会 中国（台湾）	第48回 中国（上海）	第4回技能五輪アジア大会 (場所未定)	**第49回 日本（愛知）**
イベント	**９月　開催地決定**	**８月　組織委員会設立**	・開催にむけた準備／技能尊重機運醸成に向けた取組み ・日本選手団の競技力強化に向けた取組み		**11月　開　催**

拡充 若年技能者人材育成支援等事業・各種表彰

人材開発統括官付
能力評価担当参事官室
（内線5944）

令和９年度概算要求額　28億円（26億円）　() 内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

熟練技能者の引退に伴い、我が国競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。また、若年者のものづくり離れが見られる等の課題への対応として、技能者の地位の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、優れた技能を習得した人材の確保・育成につなげていくために、優れた技能の魅力を広く発信することとする。

2 事業の概要

（１） 若年技能者に対するものづくりマイスターの実技指導・魅力発信の実施

① 中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者の技能向上を図る
② 将来の技能者となり得る小中学生等にその魅力を伝える
③ 技能士の技能職種・レベルに応じた体系的支援【拡充】
・経験を積んだ高度な熟練技能者による技能継承の支援
④ 労働局・ハローワークとの連携による中小企業・教育機関等へのものづくりマイスター派遣の充実
・これまでアプローチが十分にできていなかった中小企業・大学・専門学校等への派遣
・技能五輪大会金メダリストによる講演・実演等

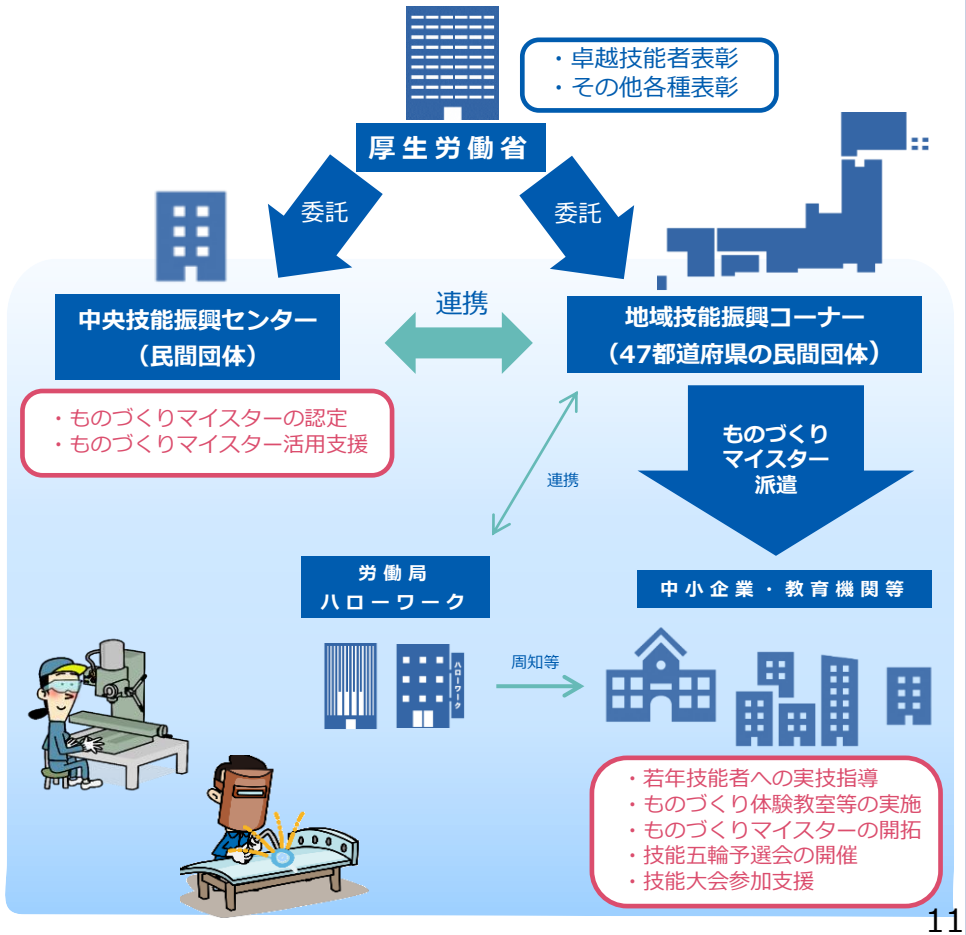
（２）地域における技能振興事業の実施

① 技能五輪全国大会予選会の開催
② 各種競技大会の参加支援（中小企業・学校対象）
③ 各種競技大会に併せた技能振興企画の実施
④ 優れた技能士が制作した商品等に表示するロゴマーク（グッドスキルマーク）の認定・普及【拡充】

（３）各種表彰の実施

① 卓越した技能者の表彰
② 職業能力開発関係大臣表彰

3 事業スキーム・実施主体等



拡充 求職者支援制度

職業安定局雇用保険課（内線5336、5273）
人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

令和９年度概算要求額　221億円（213億円）　（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	3/4			1/4

1 事業の目的

○　雇用保険被保険者以外の者を対象に
・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第２のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
・教育訓練費用や教育訓練期間中の生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2 事業の概要・スキーム

求職者

ハローワーク
- 職業相談
- 受講あっせん
- 就職支援計画書の作成

訓練実施機関
- 求職者支援訓練 等



ハローワーク
- 訓練受講中からの就職支援
- 職業紹介



就職



対求職者
- **職業訓練受講給付金**
  - 職業訓練受講手当（月10万円（見直しを検討））
  - 通所手当
  - 寄宿手当
- **求職者支援資金融資**
- **リ・スキリング等教育訓練支援融資**

対訓練実施機関
- **認定職業訓練実施奨励金（一部要望枠）**
  - 基礎コース：6.6万円※
  - 実践コース：5.6～7.6万円※

※全てのコースにおいてAIリテラシー習得に係るカリキュラムを必須化すること等に伴う上乗せ措置を検討（新規・要望枠）。

注１）受講生1人1月あたり。
注２）実践コースにおいて企業実習等を実施した場合に上乗せ措置を検討。

＊実績（令和７年度）

求職者支援訓練受講者数	37,952人
職業訓練受講給付金初回受給者数	6,663人

3 実施主体等

◆実施主体 ： 都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
◆負担割合 ： 原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55／100を負担）。

人材開発統括官付訓練企画室
（内線5227、5926）

拡充

非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の実施

令和９年度概算要求額　12億円（ 10億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1　事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2　事業の概要

（１）事業の概要等

非正規雇用労働者等の能力開発機会の充実を図るため、非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。

なお、今年度の実施状況等を踏まえ、令和９年度の都道府県等の実施分ついては、拡充を図ることとする。【拡充】

（２）職業訓練の内容等

ア　実施方法等

①都道府県等

地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ　訓練期間

原則2か月以上６か月以下（最長１年）

ウ　申込み方法

訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

（参考）試行事業の実績（令和７年度）：受講者数　566名

3　事業スキーム

